

本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定書

由利本荘市（以下「甲」という。）とにかく市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの）をいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に連携し、役割を分担して、人口定住のために必要な都市機能と生活機能の確保及び充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤を確保することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携及び協力を図り、協働し、又は補完し合うものとする。

（連携する政策分野及び内容並びに役割分担）

第3条 甲及び乙が、相互に役割を分担して連携及び協力を図り、協働し、又は補完し合う政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の内容を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

（疑義の解決）

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

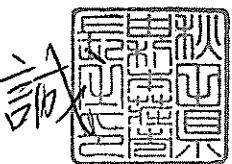
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月25日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市長

長谷部



乙 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市長

市川雄次

